

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具および備品-定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金-職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

(3) 収益事業・公益事業における拠点区分別内訳表

当法人は、収益事業及び公益事業を実施していないので作成していない

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1) 法人本部拠点 (社会福祉事業)

東城有栖会本部

2) 東寿園養護拠点 (社会福祉事業)

養護老人ホーム東寿園

3) 風の街みやびら拠点 (社会福祉事業)

- 風の街みやびら特別養護老人ホーム
- 風の街みやびらデイサービスさくら
- 風の街みやびらデイサービスえがお
- 風の街みやびらヘルパーステーションありす
- 東寿園居宅介護支援事業所
- ありす相談支援事業所
- 4) 東寿園ケアハウス拠点 (社会福祉事業)
 - 東寿園ケアハウス
 - 東寿園デイサービスセンターしらたき
 - 東城有栖会有栖川荘
- 5) 東寿園障害拠点 (社会福祉事業)
 - 東寿園福祉作業所
 - 東寿園わが家
- 6) 東城保育拠点 (社会福祉事業)
 - 東城保育所
 - ぽんぽこ山保育園
 - 東城町子育て支援センター
 - 東城町放課後児童クラブ
- 7) 神石高原保育拠点 (社会福祉事業)
 - 油木・とよまつ保育所
- 8) シルトピア油木拠点 (社会福祉事業)
 - 特別養護老人ホームシルトピア油木
 - シルトピア油木居宅介護支援事業所
 - シルトピア油木デイサービス
 - シルトピア油木デイサービス青い鳥
 - シルトピア油木ヘルパーステーション
 - シルトピア油木ユーホーム
- 9) 四季の家拠点 (社会福祉事業)
 - シルトピア油木特別養護老人ホーム四季の家
- 10) シルトピア障害拠点 (社会福祉事業)
 - シルトピア油木ケアホーム白い雲
 - 神石高原よつば工房
- 11) 小規模多機能拠点 (社会福祉事業)
 - 小規模多機能型居宅介護施設 姫りんご
 - 小規模多機能型居宅介護施設 もみじの丘帝釈

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	145,308,828	0	0	145,308,828
建物	1,523,096,510	352,471,402	125,958,705	1,749,609,207
建物付属設備	225,065,341	119,661,806	38,129,101	306,598,046
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,894,470,679	472,133,208	164,087,806	2,202,516,081

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

(1) 令和6年4月1日付で神石高原町立くるみ保育所を受託する。

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(法人本部拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの―決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品―定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金―職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金―職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人本部拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))

ア 東城有栖会本部

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	6,788,465	0	0	6,788,465
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	7,788,465	0	0	7,788,465

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(東寿園養護拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 東寿園養護拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))

ア 養護老人ホーム東寿園

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	64,495,481	0	0	64,495,481
建物	288,025,378	0	14,320,748	273,704,630
合 計	352,520,859	0	14,320,748	338,200,111

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(風の街みやびら拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具および備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 風の街みやびら拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

ア 風の街みやびら特別養護老人ホーム

イ 風の街みやびらデイサービスさくら

ウ 風の街みやびらデイサービスえがお

エ 風の街みやびらヘルパーステーションありす

オ 東寿園居宅介護支援事業所

カ ありす相談支援事業所

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	37,351,000	0	0	37,351,000
建物	634,622,717	0	57,858,804	576,763,913
建物付属設備	211,352,234	0	28,317,051	183,035,183
合 計	883,325,951	0	86,175,855	797,150,096

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(東寿園ケアハウス拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具および備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 東寿園ケアハウス拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))

ア 東寿園ケアハウス

イ 東寿園デイサービスしらたき

ウ 東城有栖会有栖川荘

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,000,000	0	0	20,000,000
建物	164,992,328	0	7,906,130	157,086,198
合 計	184,992,328	0	7,906,130	177,086,198

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(東寿園障害拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内、当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。
社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 東寿園障害拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))

- ア 東寿園福祉作業所
- イ 東寿園わが家

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,673,882	0	0	16,673,882
建物	23,272,369	0	4,488,320	18,784,049
合 計	39,946,251	0	4,488,320	35,457,931

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(東城保育拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 東城保育拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))

ア 東城保育所ありすの森

イ ぼんぼこ山保育園

ウ 東城町子育て支援センター

エ 東城町放課後児童クラブ

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(神石高原保育拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。
社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 神石高原保育拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))
 - ア 油木・とよまつ保育所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

(1) 令和6年4月1日付で神石高原町立くるみ保育所を受託する。

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(シルトピア油木拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具および備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内、当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) シルトピア油木拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊦))

ア 特別養護老人ホームシルトピア油木

イ シルトピア油木居宅介護支援事業所

ウ シルトピア油木デイサービス

エ シルトピア油木デイサービス青い鳥

オ シルトピア油木ヘルパーステーション

カ シルトピア油木ユアホーム

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	228,769,646	150,457,413	26,230,678	352,996,381
建物付属設備	915,115	50,706,194	3,692,091	47,929,218
合 計	229,684,761	201,163,607	29,922,769	400,925,599

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(四季の家拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内、当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。
社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 四季の家拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))

ア シルトピア油木四季の家

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	97,341,053	202,013,989	7,905,192	291,449,850
建物付属設備	0	68,955,612	3,786,161	65,169,451
合 計	97,341,053	270,969,601	11,691,353	356,619,301

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(シルトピア障害拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

- ・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具および備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内、当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) シルトピア障害拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅱ))

ア シルトピア油木ケアホーム白い雲

イ 神石高原よつば工房

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	20,547,550	0	2,568,443	17,979,107
合 計	20,547,550	0	2,568,443	17,979,107

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(小規模多機能拠点)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価方法

・原価法によっている

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具および備品一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、広島県社会福祉協議会の共済制度に加入している職員に係る掛け金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額の内、当年度の負担に属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設退職手当共済制度に加入している。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 小規模多機能拠点計算書類(第一号の四様式、第二号の四様式、第三号の4四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))

ア 小規模多機能型居宅介護 姫りんご

イ 小規模多機能型居宅介護 もみじの丘帝釈

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	65,525,469	0	4,680,390	60,845,079
建物付属設備	12,797,992	0	2,333,798	10,464,194
合 計	78,323,461	0	7,014,188	71,309,273

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし